

# 紀 要

第 19 号

2006. 3

財団法人 滋賀県文化財保護協会

# 国分大塚古墳に関する補遺

細川修平

## 1. はじめに

筆者は別に、国分大塚古墳の年代及び性格について論じ、以下の5点を明らかにした。<sup>1)</sup>

①国分大塚古墳は、6世紀後半から末頃に築造された前方後円墳である。

②野洲大岩山古墳群の最高首長系譜で2代に渡って採用されたタイプの横穴式石室が、後円部の中心主体に使用されている。

③前方部の横穴式石室についてはデータが少ないものの、大津北郊タイプの横穴式石室からの影響が想定できる。

④以上の3点から、国分大塚古墳は、570年の高句麗使節来朝を契機として、琵琶湖の湖上交通の整備に伴って築造された可能性が高い。

⑤それは、野洲大岩山古墳群の造営集団が掌握していた湖上交通権を、志賀漢人氏の管理下へ組み替えることを目的とした。

国分大塚古墳本体の性格としては、以上の5点でほぼ説明できたものと考えているが、そこから派生する問題など、別稿では必ずしも十分に論じ切れなかった点も存在する。拙文では、こうした視点から、今少し国分大塚古墳に関する思考を重ねてみたい。

## 2. なぜ石山なのか？

国分大塚古墳の最大の問題点は、膳所茶臼山古墳と言う特殊な性格の前期古墳<sup>2)</sup>を除いて、これまで全く古墳が造営されなかった地に、突然、有力な前方後円墳が築造される事実である。なぜ、この地に営まれたのか、これこそが国分大塚古墳の最大の問題点である。しかし、周辺の発掘調査も奈良時代の遺跡を除いて皆無に等しく、集落遺跡の動態から、この問題にアプローチすることは難しい。そこで、周辺に存在する二つの古墳群に注目し、論をすすめてみたい。

### ①園山古墳群

園山古墳群は<sup>3)</sup>、国分大塚古墳の北西約800mの

地点に存在する。丘陵南東斜面に立地しており、11基からなる古墳群とされている。なお、昭和13年段階では8基の古墳と認識されていた。この内5基の古墳について発掘調査が実施されている。しかし、2基については破壊が激しく、十分なデータは得られていない。

詳細の判明した古墳は全て横穴式石室を内部主体とし、基本的には「大津北郊タイプ」の横穴式石室である。しかし、微細に見れば両袖タイプの2・3号墳、右片袖タイプ5号墳に分けられ、さらに、2号墳は玄室指数0.63の「玄室縦長系」の両袖石室であり、正方形プランを意図した3号石室とは区別して扱う必要がある。すなわち、詳細の明らかな3基の横穴式石室は「大津北郊タイプ」に一括できる一方、細部においてはそれぞれ異なる特徴を持っている。これは一系統の横穴式石室が導入され、これを基本として順次変化しつつ営まれたものではなく、古墳の築造のたびに異なる横穴式石室が導入された結果であると考えられる。

出土遺物は須恵器、土師器、鉄器、金環が存在する。所謂ミニチュア炊さん具セットは含まないが、3号墳出土の「土師器埴」については、図面で見ると限り器高11cm程度の小型甕であり、ミニチュア炊さん具セット甕もしくは鍋として副葬された可能性は残されている。また、土器類では4号墳出土の須恵器耳付平底壺が目目される。報告書においても胎土・焼成が注意されているが、類例から見れば、陶質土器あるいはこれに類する搬入品になる可能性が高いものである。

その他、釘使用の木棺を採用するものは3号墳のみで、他の古墳からは緊結金具は出土しない。

出土した土器類や横穴式石室の状況からすれば、これらの古墳は6世紀末から7世紀前半頃に築造されものと判断できる。

以上より、園山古墳群の問題点をまとめておけば、

①現状のデータや古墳の分布状況から見れば、6

世紀中葉以前に遡り得る古墳が含まれていない可能性が高い。すなわち、国分大塚古墳以降に形成された古墳群と認識できる。この年代観は、「大津北郊地区」の古墳群が「帰葬」などを含めて、爆発的な造墓を行う段階でもある。

②大津北郊における「爛熟した」石室文化をそのまま、導入している可能性が強い。特に、古墳の造営毎に、「大津北郊」地域から横穴式石室の構築技術がもたらされている状況は、両者の一体性を示している。その意味からも、土師器小型甕の存在や鉄釘の使用は注目される。

さて、この二つの問題点からすれば、園山古墳群は、あたかも「志賀群集墳」の一つの支群的な存在として営まれているかのようで、この古墳群の固有の個性を指摘することは難しい。すなわち、園山古墳群は6世紀後半頃に大津北郊地区に「志賀群集墳」を造営する一側面として造営を開始したものであり、「志賀漢人氏」が分派し、墓域を求めた結果と考えることができるのではないだろうか。もちろん、その契機とは国分大塚古墳の築造に他ならない。

石山地区が、この頃まで全くの「未開の原野」状態にあったとは言えないまでも、遺跡の少ない状況、あるいは古墳がほとんど造営されていない状況は確かであり、決して、豊かな地域ではなかったと考えられる。そうした地に、突然、前方後円墳が造営されるとともに、「志賀漢人氏」の一部が墓域を設定した。おそらく、その「志賀漢人氏」は付近に居住した可能性が高く、これを契機に付近の本格的な開発が開始されたと考えられる。すなわち、国分大塚古墳の築造は、「志賀漢人氏」による付近の本格的な開発を告げるもので、国分大塚古墳前方部の横穴式石室に「大津北郊タイプ」の横穴式石室からの影響が考えられたことも、これに関連すると言することができるだろう。

一方、「志賀群集墳」では、広範囲からの帰葬も想定できるまでに「密集した大規模群集墳」を形成し、高い「同族性」を発揮していた。「同族性」を発揮することが目的化しているかの状況である。このような状況下において、あえて「同族」を分派させ、石山地区に居住・造墓させた。「志賀漢人氏」にとって相応の理由が存在したに他ならない。前方

後円墳の存在からも窺われるが、「石山地区」の開発は、「志賀漢人氏」にとって重要な行為であり、これは、「志賀漢人氏」をこの地に配置した当時の倭王権にとっても、重要な意味を持つものであったと考える必要があるだろう。

## ②膳所本多神社古墳群

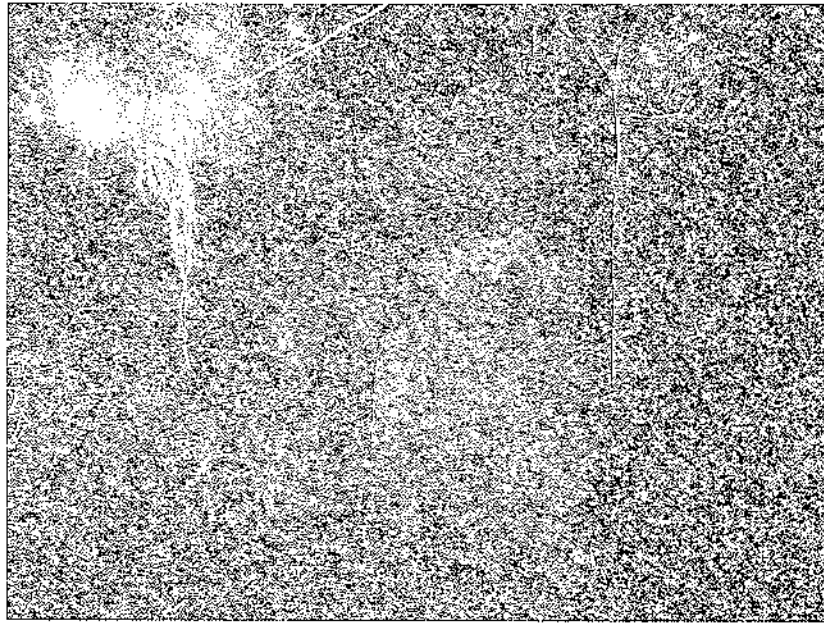
膳所本多藩の浜御殿跡地に位置する本多神社の境内に所在する。浜御殿の庭園が残存している中に古墳状の隆起が二ヶ所程度存在しており、その内の1基には花崗岩製の「石棺状の石製品」が置かれている。すなわち、本多神社古墳群は石棺を有する古墳を含む古墳群と考えられ、本来ならば、もっと注目されて然るべき存在である。しかし、今日まであまり多く扱われなかった理由は、その残存状況等によるようだ<sup>11)</sup>。

本来ならば、実測・測量を行って、その概要を記すべきであるが、ここでは、現時点における筆者の観察・理解についてのみ記しておきたい。

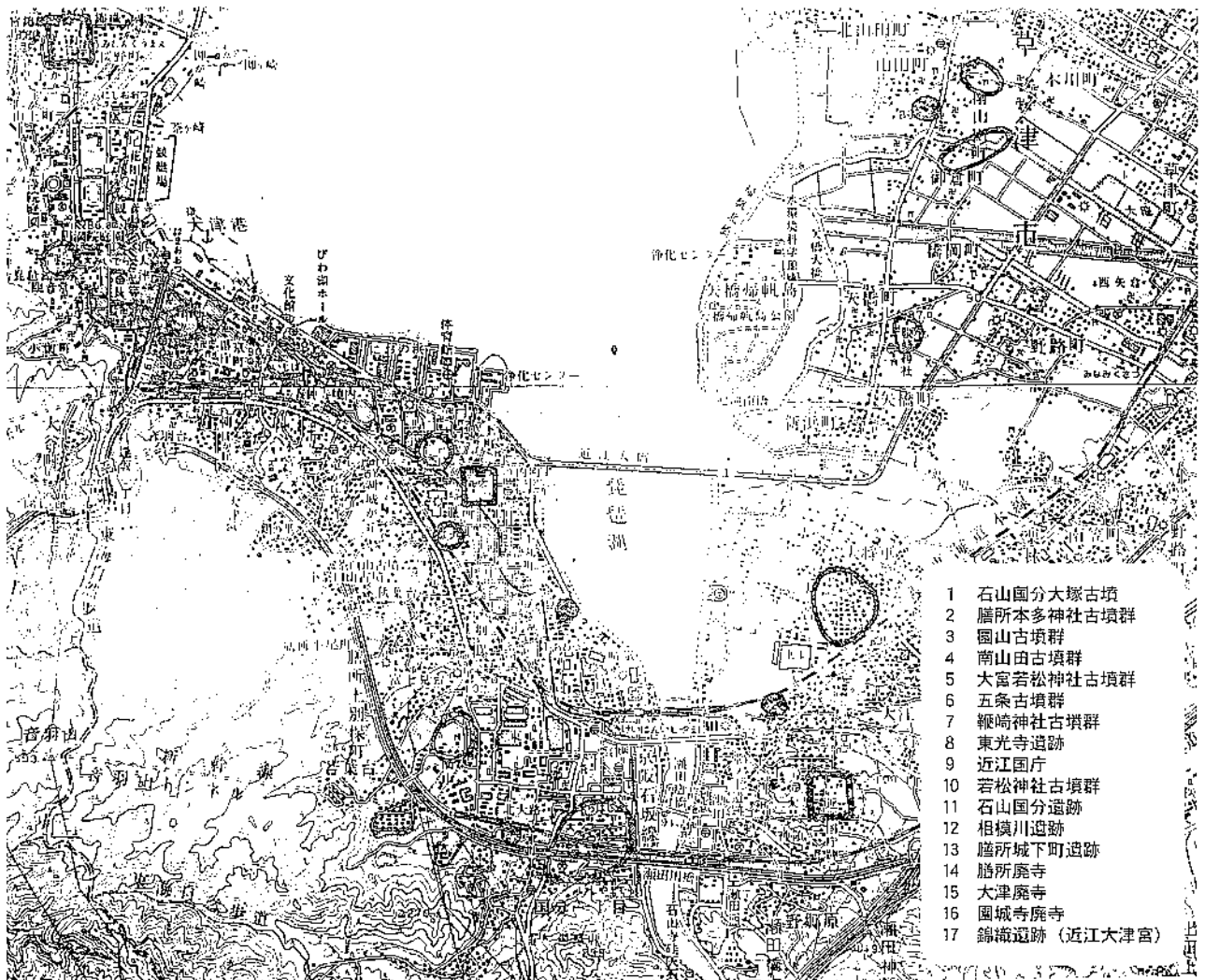
言うまでもなく、石棺の置かれている古墳は、基本的には浜御殿庭園の築山の残骸である。そうした視点から古墳状の隆起地形を見れば、池跡から離れた場所に存在しており、本来の御殿建物、すなわち庭園の視座がどこにあったのかは明らかではないが、少なくとも、琵琶湖に接する庭園で、琵琶湖を借景としていたと考えるならば、この古墳状隆起地形は、むしろ視界を妨げる可能性が高く、違和感が強いものとなる。従って、何らかの理由から古墳を残存させ築山としたものとする。全くの想像ではあるが、本来この古墳は破壊される予定であった。しかし、石棺が出土したことから、急遽これを残し、一つの景色として石棺を置き庭園の中に活用したものではないだろうか。可能性として指摘しておきたい。

さて、「石棺状の石製品」については、法量や加工状況から判断する限り、石船や手水鉢の可能性は低く、石棺と判断して大過ないとする。そして、それがあくまで「石室」然とした場所に置かれている事実は大きいと考える。この点からも、石棺を有する古墳は存在したと考えられる。

このような理由から、石棺が置かれている古墳と、その南の「社殿の存在する隆起地形」の少なく



膳所本多神社古墳の石棺



大津南部の主要遺跡

とも2基の古墳が存在するものとする。いずれも、削平や改変を受けているようであり、正確に規模や形状を判じ難いが、概ね20～25mを超える大型の古墳であると考えられる。また、花崗岩製石棺の年代観からすれば、6世紀後半から7世紀初頭頃に営まれたものとする。

このように膳所本多神社古墳群を認める立場に立てば、その存在は極めて大きな意味を持つ。すなわち、石棺を有する大規模な古墳が、琵琶湖に接するかのよう<sup>10</sup>に営まれていたのである。また、横穴式石室に用いられていたであろう石材も大型である。年代的に国分大塚古墳に後続する可能性が高いと考えられ、あるいは、国分大塚古墳に継ぐ首長墓系譜と考えることも不可能ではないだろう。少なくともその被葬者は国分大塚山古墳と連携し、その職能を担う首長層と考えられる。そして、異例なまでに湖岸に近接して営まれている点からすれば、その被葬者は、琵琶湖に依存した存在であり、常識的には、彼は琵琶湖の湖上交通に関与し、古墳群の近辺には港湾施設の存在を想定することができるのではないだろうか。

以上、膳所本多神社古墳については、一定以上の有力な古墳から構成される6世紀後半から7世紀初頭頃の古墳群と理解した。立地条件から琵琶湖の湖上交通に関係した点は明らかであり、その位置は港湾施設の存在を示すものと考えられる。遺跡や古墳がほとんど認められない地域である事実を考慮するならば、膳所本多神社古墳群の形成を契機として港湾施設が開設されたと言うことができるのではないだろうか。

### ③ここでのまとめ

以上、国分大塚古墳が造営された6世紀後半期には、石山付近は「志賀漢人氏」によって本格的な開発が開始され、「志賀漢人氏」の居住が開始された。また、同じ頃、膳所付近の湖岸部では港湾施設の開設が行われた。

「志賀漢人氏」は大津北郊地区のみならず、琵琶湖岸に色濃く居住し、琵琶湖の湖上交通に関与した氏族と考えられている<sup>11</sup>。従って、この二つの古墳群によって想定できた動向は、国分大塚古墳を媒体とする一連のものであったと理解できる。

国分大塚古墳の造営は、570年の高句麗使節の来朝を契機とした日本海ルート・琵琶湖の湖上交通路の整備・掌握を目的としたものと考えた。具体的には「志賀漢人氏」の本格的な編成を促し、結果として官僚的に組織化された、かつ、言語を始めとする、国際情報に通じた集団（志賀漢人氏）によって、この交通路を管理・運営させる方法であった。そして、その契機となった国分大塚古墳の近接地において、「志賀漢人氏」が居住を開始し、港湾施設の開設が行われているのである。従って、この港湾施設こそが、ここで整備された琵琶湖の湖上交通の起点となるべきものであり、所謂「志賀津」<sup>12</sup>に該当するのではないだろうか。

国分大塚古墳が、ほとんど「未開」とも考えられる石山地区に築造された背景には、この石山から膳所付近にかけての未開地に、「志賀津」と呼ぶべき日本海ルートの拠点・施設が営まれた事実を示しているのである。

## 3. 国分大塚以前の港湾施設

前節では膳所本多神社古墳の存在から港湾施設の存在を確認したが、この点に関して今少し検討すべき事実が存在する。

琵琶湖岸における後期古墳の分布・立地状況を概観すれば、概ね2つのパターンに類別できる。

一つは、近江八幡市岡山城古墳群や米原市磯古墳群、高島市白髭神社古墳群など、湖岸部の丘陵や半島部の山麓に営まれた古墳群である。比較的小規模な古墳が多く、また、琵琶湖周辺の各所において確認することができる。さらに、他地域の海浜部や大河川沿いの古墳などの立地条件にも一致する。従って、これらの古墳については一般的な存在であると考えられる。

今一つは、南湖の東岸・草津市市域において指摘できる。湖岸の平野部に所在する古墳群で、本来は内湖岸や砂州上に立地していたと考えられる。琵琶湖周辺はもとより、他の地域においても、類例の少ない立地条件である。この地域の特徴であるとともに、何らかの成立要因を考える必要があるだろう。現時点で、この類型に含み得る古墳群としては、伊岐志呂神社古墳群、大宮若松神社古墳、南山田古

墳群、五条古墳群、鞭崎神社古墳群が指摘できる。

大宮若松神社古墳は40m級の円墳状を呈しており、あるいは前方部が取り付く可能性も考えられている。周辺で採集された須恵器器台片から5世紀に遡るものとされている<sup>17)</sup>。墳形や石材が見られない事実から判断すれば横穴式石室は採用されておらず、この古墳を古く考える根拠の一つとなっている。しかし、墳丘上に社殿が営まれていたとも考えられ、墳丘自体相当の削平も想定できる。また、須恵器についても、実測図で判断する限りでは細身の脚部で、初期須恵器に含み得るものではなく、6世紀以降のものとする。こうした状況からすれば、大宮若松神社古墳は6世紀前半頃に築造されたと考えることが適当であろう。そして当該期においては注目すべき大型古墳であり、墳形にかかわらず、付近における首長墓系譜に位置するものと判断できる。なお、馬具や武器類などが出土したとされているが、これは南山田古墳群の出土品との混同したものである。

南山田古墳群の1基は埴輪を有し、馬具や甲冑などの有力な副葬品を有する木棺直葬系の古墳である<sup>18)</sup>。出土した馬具が「f字形鏡板付轡」であることからすれば、野洲市木部天神前古墳や草津市北谷6号墳例などと同様に、6世紀前半から中頃の築造と考えられ<sup>19)</sup>、副葬品に須恵器が含まれている点とも矛盾しない。比較的大型の古墳であったようで、埴輪が出土している点や豊富な副葬品から判断すれば、首長墓系譜に位置するものと理解できる。

他の古墳群は基本的に横穴式石室を内部主体とし、比較的小規模な古墳が主体となるようだ。しかし、鞭崎神社古墳群では7世紀前半の古墳が発掘されているが<sup>20)</sup>、他に石棺を内部主体とする古墳が存在していたようであり、一定の内容を持つ有力な古墳が含まれていた可能性が考えられる。また、伊岐志呂神社古墳群においても、6世紀初頭に遡る鈴杏葉が出土しており<sup>21)</sup>、現状で見る規模以上に有力な古墳が含まれている可能性も考えられる。

すなわち、草津市域の湖岸部に営まれた後期古墳群は、6世紀前半頃に横穴式石室を採用していないものの、一定の規模・内容を備えた首長墓系譜を造営することによって成立し、その後規模を縮小させ

た横穴式石室墳を営むようになったと考えられる。古墳群の造営は概ね7世紀前半頃まで継続し、石棺を採用するなど比較的内容の整った古墳を含む。しかし、現状で見る限りでは横穴式石室を採用する大型古墳は営まれておらず、首長墓系譜が6世紀後半以降も継続しているかは明らかではない。

こうした草津市域の湖岸部に分布する後期古墳を、例えば芦浦古墳群などの古式小古墳群からの系譜を引くもので、湖岸部の集落が営んだ古墳群とする考え方も成立する。しかし、一般的に古式小古墳群から後期群集は墓域や造墓方式を変化させて営まれる<sup>22)</sup>。また、琵琶湖岸の平野部では、古式小古墳群は比較的多く営まれているが、後期古墳はほとんど認められない。従って、草津市域の状況は、この地域特有であり、より積極的な評価が必要となってくる。

古墳が所在する地点が、芦浦・山田・矢橋という、いずれも後世に港湾施設で発達する地域である事実や、同地域の湖岸部では7・8世紀代には古代寺院が湖岸線に沿うように乱立する状況などからすれば、首長系譜が最初に営まれた山田付近に、有力な港湾施設が営まれ、芦浦地区や矢橋地区にもこれを補助するような港湾施設が存在したものと考えられる<sup>23)</sup>。そして、それは、単なる港湾施設ではなく、「葦浦屯倉」に関する可能性も浮かがる。

詳細は別に論じる予定であるが、6世紀前半頃に、「安国造氏」の成立と同時に「葦浦屯倉」が設置される。これは「安国造氏」の原集団(ここでは「安直氏」としておく。)の有力な経済基盤の中に営まれたと考えるべきもので、琵琶湖岸に営まれた可能性が高いと考える。琵琶湖の湖上交通権への制限を目的とした「屯倉」である。

こうした視点から、湖南地域の湖岸部を概観すれば、上で見た草津市山田地区の状況が注目される。「芦浦」の地名との近接性や、時代は異なるが、北葦遺跡から出土している「三宅」の墨書土器<sup>24)</sup>なども傍証となるだろう。大宮若松神社古墳と南山田古墳群の年代が「屯倉」の設置とどのような関係にあるかは、今しばらくの議論は必要ではあるが、6世紀代を通じて琵琶湖岸平野部で唯一とも言い得る古墳群であり、また、7世紀後半以降、白

鳳寺院が湖岸部に乱立して営まれる地域でもある。こうした山田地区に「葦浦屯倉」の可能性を検討する価値は高いと考える。

それはともかく、一般論としての「屯倉」の経営は、「倭王権」が行うものである。ただし、「白猪屯倉」のように実際に「倭王権」からの使者が経営を行った場合とともに、「国造」を任命し、「国造」に付与した権限の中で「屯倉」の経営にあたらせた場合も存在する。「葦浦屯倉」がいずれに該当するかは不明とするが、大宮若松神社古墳においても南山田古墳群においても、横穴式石室を採用していないとすれば、「安直氏」が営んだであろう大岩山古墳群に比べて明らかに後進的であり、その差異は大きい。6世紀代前半期の大岩山古墳群の優位性は群を抜いており、「屯倉」の設置にもかかわらず、「安直氏」こそが琵琶湖周辺地域を代表する首長層であり、琵琶湖の湖上交通を実質的に掌握する存在であった点は否定し難いものであろう。「屯倉」という新しい地域支配システムではあるが、「葦裏屯倉」による湖上交通の管理には、「安直氏」との関係から限界が存在したと言えそうだ。

そうした状況の中で、570年の高句麗使節が来朝し、琵琶湖の湖上交通の重要性がこれまで以上に増していった。これを契機に倭王権はより直接的に琵琶湖の湖上交通を掌握する方策を進めた。外国使節を迎えるに相応しい施設を整備する必要を理由として「志賀津」を開設し、それによって琵琶湖の湖上交通をより確実に掌握しようとしたのである。

「志賀津」の開設によって、「葦浦屯倉」がどのように変化したかは明らかではない。湖岸部の古墳が一定以上の内容を伴いつつ存在している事実や、7世紀後半には白鳳寺院が乱立する状況からすれば、一定の機能を果たしつつ残存していた点は確実に考える。ただし、「志賀津」の開設によって「安直氏」の権力が弱体化したであろう可能性は別稿に示したとおりである。また、草津市湖岸部などにも「志賀漢人氏」の同族が居住する状況からすれば、これを契機として「屯倉」の経営にも「志賀漢人氏」が関与するようになった可能性も考えるべきかもしれない。大きな変化が予測できるだろう。

いずれにしろ、「葦浦屯倉」の存在は、その設置

年代からみても、東アジアにおける緊張状態の高まりと軌を一にして、琵琶湖の湖上交通の重要性が向上した事実を示すものである。倭王権にとっての琵琶湖の重要性は、倭王権が本格的に朝鮮半島諸国との外交を始めた4世紀後半期に、「丹後方式」の前方後円墳が営まれた事実<sup>12)</sup>に端緒を發し、その後も朝鮮半島諸国と交通の門戸として意識されていた。特に、新羅・高句麗との交通では日本海ルートが重視されており、琵琶湖の湖上交通はその起点に位置していた。6世紀代に至っての新羅・高句麗の成長は、日本海ルートの重要性を倍加させ、例えば、「近江毛野臣」の派遣は、偶然の人選ではなかったはずである。

従って、「志賀津」もそうした琵琶湖の歴史性の中で位置づけられるべきもので、決して突出した歴史事象ではなかった。「志賀津」の前史として「葦浦屯倉」を述べた理由であり、「志賀津」と言う問題を、琵琶湖の固有性と東アジア情勢の中で評価する必要性を説明するためである。

#### 4. 志賀津存在の意義 まとめにかえて

以上、推定のみ論拠ではあるが、570年の高句麗施設の来朝に際し、日本海・琵琶湖ルートの整備を求められた倭王権は、これまでの「葦浦屯倉」に替わり、より直轄的で公的機関としての港湾施設「志賀津」を開設し、官僚的な実務者集団である「志賀漢人氏」に、その管理・運営を行わせた。そして、その港湾施設である「志賀津」の場所については、石山国分大塚古墳と膳所本多神社古墳とに近接する石山・膳所地区に存在すると考えた。最後に、こうした施設が存在する歴史的な意味について、簡単に触れておきたい。

第1点目は、近江大津宮の評価である。近江大津宮遷都は、663年の白村江の敗戦・百濟滅亡の後、666年にもう一つの同盟国である高句麗使節来朝を受けて667年に漸行されたものである。従って、対高句麗外交の門戸であった大津の地が選ばれたのであり、668年7月の軍事演習など、それは高句麗と同盟して唐・新羅と対峙すると言う「臨戦態勢」の形成であった。

難波津や那津の例を引くまでもなく、「志賀津」

においても、客館や倉庫群など公的な施設が整備されていた可能性が高く、常識的に考えれば、その「志賀津」を利用して宮の造営が行われるべきものである。しかし、宮は「志賀津」からやや離れた「志賀漢人氏」の居住地の一部、大津北郊の錦織地区に営まれた。一見矛盾しているような、この事実関係をどのように理解するか、近江大津宮の評価に直結する問題であると考ええる。にわかに結論を出し難い問題ではあるが、

- ①白村江の敗戦処理として、あからさまな臨戦態勢を形成することが憚られた可能性。
- ②宮そのものの防御性を重視し、「志賀漢人氏」に宮を防御させた可能性。
- ③645年の蘇我本宗家の滅亡以降、「志賀津」の機能が十分に機能していなかった可能性。「唐崎津」との関係。
- ④近江大津宮が、「墓域・下級官人層の居住地・宮・港湾施設・生産地帯」という、大きなランドプランの都市計画の中で営まれた可能性。
- ⑤錦織地区の宮殿遺構の評価を再検討する余地。など、種々の理由が考えられるだろう。

なお、蛇足ではあるが、669年の蒲生野遷都計画の存在から、近江大津宮を臨時的な宮と考える方法も存在する。しかし、最後の同盟国である高句麗の滅亡後に遷都が計画されていることが重要である。もはや、当時の倭国にとっては百済亡命移民しか頼るべき存在がなかった状況の中での、百済亡命移民集住地への遷都計画である。蒲生野遷都計画こそまさに「非常事態宣言」であり、そこに大津宮に代わる恒常的な広大な宮都を想定することはできないと考える。当時の為政者達は、近江大津宮遷都時には高句麗の逼迫した状況は理解していたであろうが、大国「高句麗」が、たやすく滅亡するとは、想像すらされていなかったのではないだろうか。むしろ、高句麗と長期にわたる同盟関係を形成し、長期にわたる臨戦態勢を想定しつつ近江大津宮が営まれたと考える。

いずれにしろ、高句麗外交の門戸であった「志賀津」の存在を抜きにしては、近江大津宮は決して理解できないものであり、今回想定した「志賀津」の位置を含めて、今後十分に検討される必要がある

だろう。

第2点目は、7世紀後半以降、石山・膳所付近で顕在化する公的な施設群の評価である。言うまでもなく、これらは「志賀津」の施設・性格を継承するものである点と言うまでもない。8世紀中頃には、近江国庁が瀬田丘陵に営まれ、「国府津」が瀬田大江付近に営まれていたと考えるが、石山地区における公的施設の連続的な維持・経営は、「志賀津」が依然として東国経営の拠点であり、また、新羅・渤海との交渉の舞台でもあった事実を示すものではないだろうか。少なくとも7世紀の後半以降に急激に石山・膳所地区が発達し、公的機関が営まれるのではなく、伝統的な「志賀津」の機能を継承し、また、その施設を利用しつつ、拡張・強化されたと理解することが本質ではないだろうか。

特に、最近の発掘調査で明らかにされた「粟津頓宮」<sup>31</sup>については、それが「志賀津」の近接に地に営まれているとすれば、その意味は重要と考える。筆者は聖武天皇の東国行幸に関して、「天武の業績の追体験」を強調する考え方には賛同しない。結果として壬申の乱の天武行軍ルートをトレースした行程となっているのであって、本来の目的は、「副都建設・大仏建立」と言う巨大プロジェクトの実施において重要な意味をもつ、東国からの物資・人員の輸送計画の立案にこそ目的が存在したと考えるからである。必然として、東国からの物資・人員の移送には有力な地方豪族によるところは大きく、彼らは壬申の乱時に天武朝に付き活躍した地方豪族に他ならない。従って、聖武の東国行幸ルートは壬申の乱の天武行軍ルートと一致するのは必然であり、これを目的と考えることはできないのである。

聖武の東国行幸の意図に東国ルートの整備が存在するとの立場から見れば、その最終地点に「志賀津」が選ばれている意味は大きいと考える。この段階において「志賀津」が重要な港湾施設として認識されていた事実を示すものであり、逆に「志賀津」に頓宮を営んだとすれば、聖武の意図が何処にあったのかを示す根拠の一つにもなる。

いずれにしろ、「志賀津」と石山・膳所地区の諸施設は無関係に営まれたものではない点は十分に



検討されるべきであり、その関係を解明する作業は、それらの諸施設の意味を説き明かす前提となるものである。こうした立場からも「志賀津」の意味は大きいと認識されねばならない。

以上、国分大塚古墳と言う、これまであまり注目されることのなかった古墳の年代を考えることから始まり、これが、570年の高句麗来朝を契機とする、「志賀津」の開設、これの管理・運営を行う「志賀漢人氏」の形成の起点であると考えた。そして、対高句麗外交の門戸としての「志賀津」の基本的な性格が、その後の朝鮮半島の動乱に敏感に反応し、近江大津宮の造営に帰着した。統一新羅によって朝鮮半島の動乱に終止符が打たれた後も、「志賀津」は東国経営や渤海外交の窓口として、古代を通じてその重要性を維持しており、石山・膳所地区に営まれる諸施設を生み出すに至ったのである。

周辺の遺跡の発掘調査がほとんど実施されていない地域での事象であり、推論に推論を重ねる論旨に終始したが、それ故に、可視的歴史である国分大塚古墳や膳所本多神社古墳の重要性は理解して頂けたものと思う。また、文献史学からもほとんど注目されることはなかったが、「志賀津」と言う存在は、当時の東アジア社会の緊迫した情勢に直結した施設であり、その存在を明らかにすることなしに、近江大津宮などの意味を明らかにすることはできないと考える。「志賀津」の重要性についても、小論を通じて理解して頂けたものとする。

(ほそかわ しゅうへい：企画調査課 主任)

## 註

- (1) 細川修平「国分大塚古墳の造営」『淡海文化財論叢』第1集 2006
- (2) 細川修平「二つ前方後円墳」『紀要』第7号財団法人滋賀県文化財保護協会 1994
- (3) 柴田実「膳所園山古墳」『滋賀県史跡調査報告』第八冊 1939
- (4) 現状で散乱している石材は、花崗岩とともに他の石材も見られる。明らかに、全てが横穴式石室に関係するものではない。しかし、庭石とするには不自然な形状の石材も(花崗岩)多く、横穴式石材解体石材を中心に、一部搬入した石材で「景」を成したものとする。
- (5) 大橋信弥「近江における渡来系氏族の研究」『青立学術論集』第6集 韓国文化研究振興財団 1992

- (6) 山尾幸久「近江大津宮と志賀漢人」『東アジアの古代文化』76 大和書房 1993
- (7) 草津市教育委員会『市内遺跡分布調査報告書』1984
- (8) 草津市『草津市史』第1巻 1981
- (9) 山中由紀子1996「近江の馬具」『近江・河内・大和の渡来人』シンポジウム資料 財団法人滋賀県文化財保護協会
- (10) 滋賀県教育委員会「鞭崎神社古墳群」『昭和49年度滋賀県文化財調査年報』1976
- (11) 細川修平「古式小古墳群素描」『思想』21 京都教育大学 1987
- (12) 細川修平「柴太・野洲における後期古墳の類型的把握」『紀要』第9号 財団法人滋賀県文化財保護協会 1996
- (13) 滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会『北萱遺跡発掘調査報告書』1994
- (14) 滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会『膳所城下町遺跡』2005

#### 編集後記

序文にありますように、本協会は35周年を迎えました。これまでに蓄積された文化財に関する情報は膨大なものであります。その情報にふたたび埋もれることのないよう心がけたいものです。さて、今回の紀要には8本の力作の論考が寄せられました。さらに、35周年を記念して紀要の総目次も巻末に掲載いたしました。

本書が文化財の保護のため、広く活用されることを願っております。

(M.N.)

平成18年(2006年)3月

#### 紀 要 第19号

編集・発行：財団法人滋賀県文化財保護協会

滋賀県大津市瀬田南大萱町1732-2

TEL (077)548-9780

FAX (077)543-1525

URL: <http://www.shiga-bunkazai.jp>

E-mail: [mail@shiga-bunkazai.jp](mailto:mail@shiga-bunkazai.jp)

印刷・製本 富士出版印刷株式会社